

きざみずい報 廣

(毎月5日発行)

春 井 由 田	者 室 笠	集 民 行 所	編 村 発 印
場 役 村 印	所 所 所	所 所 所	所 所 所
刷 刷 刷	刷 刷 刷	刷 刷 刷	刷 刷 刷

村 民 の 動 き	前 月	本 月
世 帯 数	1,083	1,084
男 子 数	2,659	2,666
女 子 数	2,742	2,738
人 口 計	5,401	5,404

公害関係法施行による

工場、事業場の届出制度の改正

◎大気汚染防止法関係
大気汚染防止法による地域の指定が、本県ではいまままで該当ありませんでしたが、今回全国一律に排出基準が適用されたことにより、県内の工場、事業場は施設の届出が必要となりました。

届出が必要となった施設は次のとおりです。
①ばい煙発生施設
物の燃焼過程で発生する、いわゆる酸化物質、その他の有害物質を排出する施設
②粉じん発生施設
物の破砕、選別、混合、運搬、その他の機械的処理に伴って発生する粉じんや、物の推積に伴い飛散する粉じんを発生し、排出飛散させる施設

◎水質汚濁防止法
従来の水質保全法と工場排水規制法の二本立による法体系を今回一本化した新たに水質汚濁防止法が制定されました。
新法では従来の「指定水域制」(汚濁された水域を指定し規制する)に変わり全公共用水域を対象として規制措置がとられることになりました。



助役、収入役

任期満了で退職された
去る七月三十一日で任期満了となり退職されました。助役の田崎一氏は昭和三十八年八月一日就任以来八ヶ年間、又収入役の菊地欽一氏は昭和三十四年八月一日就任

本年度村道舗装工事 第一号着工決まる

産業の発展は道路からをモットーに村も道路整備に力を入れておりますが、本年度の村道舗装第一号として八月五日役場に於いて入札を致しました処、次のように決定し着工いたしました。引続き二、三号として契約着工の準備中であります。

記

- 一、路線名 村道新宿と中ノ内線
 - 二、延長 二百七十米
 - 三、巾 員 平均巾員四米
 - 四、工期 自昭和四十六年八月 至昭和四十六年十月
 - 五、請負額 金六百卅七万五千元
 - 六、請負人 白河市中田株式会社共栄工務店 中村朝治
- 尚工事中は何にかにと御不便をおかけすることになりますので御協力をお願いいたします。

道路を美しく

正しく使いまししょう

道路は私たちの日常生活に欠くことのできないものです。これらの道路に雑草や木片とか空瓶その他の不用物などを捨てないようにお互いに注意しましょう。

また、これから収穫期になり、稲のへせ掛け、棒掛けなどを道路敷に出しますと交通に支障をきたすばかりでなく、交通事故等の原因となることも考えられますので皆さんで協力し正しく使用し何時でもどこでも美しい道路であるように努めましょう。

以来実に十二ヶ年間、御両名の方々には長期に亘り本村行政進展のため日夜活躍されて参りました。今日の榮ある泉崎村につくされた功績はまことに大きいものであります。本場に御苦勞様でした。

御兩人共に自宅にて家業に就かれると聞きおりますので、尊い経験と信念を更らに本村の行政にお力添を頂きたく念願するものであります。健康に充分注意されまして家業の隆盛を圖られんことを祈念します。

九月二十七日から

秋の全国交通安全運動

四十六年秋の全国交通安全運動は、きたる九月二十七日(月)から十月六日(水)まで実施が決定されました。

その要綱はつぎのとおりです。

一、目的

この運動は、歩行者、運転者、運転者の雇い主、その他陸上交通に關係のあるすべての者に、交通安全思想の周知徹底をはかり、正しい交通ルールの実践を習慣づけ交通事故防止の徹底をはかることを目的とする。

二、期間

九月二十七日(月)から十月六日(水)までの十日間

三、今回の運動における重点

歩行者事故とくに、こどもと、老人の事故防止を最重要とし、あわせて飲酒運転の絶滅をはかる。

四、実施要領

1、歩行者事故とくに、こどもと老人の事故防止をするため関係機関および各団体は、つぎの対策を運動期間中実施するものとする。

(イ)小学校、幼稚園および社会福祉施設の周辺の道路など、交通環境の再点検を行なうこと。

(ロ)通学、通園路その他歩行者の保護をとくにはかる必要のある道路、交差点および横断歩道付近を中心として、街頭における監視を強化し、運転者に対しては歩行者保護の見地に立った速度制限および一時停止などの励行の徹底をはかると共に、歩行者に対しては正しい横断の励行を指導すること。

(ハ)こどもの事故が下校時に多発することにかんがみ、下校後における事故防止をはかるため指導を強力に行なうこと。

(ニ)土曜日および日曜日に、こどもの事故が多発する傾向にあることにかんがみ、十月二日(土)を「こどもを交通事故から守る日」とし、全国一斉に各種の行事を開催するとともに、幼児のとび出しおよび危険な遊びの防止をはかるため、地域住民の協力をえて「愛の一声運動」を強力に展開すること。

(ホ)地域住民組織の協力をえて、幼児および老人ならびにその保護者に対する安全教育を推進すること。

2、飲酒運転の追放に関する昭和四十四年五月八日および昭和四十五年六月一日の交通対策本部決定について、その実施の徹底をはかることとし、地域および職域を通じて交通事故発生の誘因となる慣習を打破するための運動を推進すること。

3、運転者に対しては、歩行者とくに、こどもと老人の事故および自転車事故の防止を中心とした安全運転管理の適正をはかることとするほか、それぞれの実情に即した事項を実施すること。



本村から海外農業経営

視察団員五名出発する

第一回県農業経営者海外派遣研修団に参加した、本村の農業後継者は去る八月十八日白河発急行なすの号八時七分発にて本柳村長ら関係者の励ましを受けて皆んな元気に出発した。

一行は県内各地から選ばれた三十人の仲間と、十八日午後五時羽田空港を出発し米国カルフォルニア州の日系人の農家で農業経営を十五日間に亘り勉強し、併せて社会福祉と青少年の活動状況を視察し、九月二日午後三時に羽田空港に帰着の予定であります。本村からの参加者は、次の通りです。

- 草野 太郎(二二才)
- 大宇泉崎宇愛宕山三〇
- 針木 美寿(二一才)
- 大宇泉崎宇前畑一七

- 白石 正雄(二二才)
- 大宇泉崎大宇長峯一
- 田崎 政志(二二才)
- 大宇関和久宇愛宕町八〇
- 笠井 由勝(二一才)
- 大宇北平宇前山二〇

消防第三分団

第二班で多額の寄金

本村消防団第三分団第二班では去る八月十五、六日泉崎駅前広場に花櫓を建て、豊年踊りの行事を施行し、こゝ数年間建てられなかったこともあって盛会でありました。この盛会を更らに有意義に活用して頂きたいと村内の各団体に金一万円宛の活動資金として寄金をしました。

その寄金先は次の通り。

- (イ)本村社会福祉事業活動資金
 - (ロ)老人クラブ活動資金
 - (ハ)交通事故遺児激励資金
 - (ニ)泉崎地区運転者会
 - (ホ)白河地区交通対策協議会
- 各団体では第三分団第二班の好意に対して福祉事業等各々の活動資金に有効に役立てさせて頂きまして感謝されております。

矢吹、中畑の電話は

9月22日から自動化

矢吹町のうち、矢吹地区および中畑地区の電話は、九月二十二日午後二時から自動になります。

自動電話の開通にともない、ご利用の方法が次のように変わりますので、お間違いないようお使いください。

☆市外局番が変わります。

☆新しい市外局番は

矢吹(〇二四八四)になります。

☆市内局番が付きまます。

矢吹地区と矢吹地域集団電話は二局になります。

中畑地区は三局になります。

☆電話番号が

変わります。

☆全部4ケタ

の新しい番

号に変わります。

☆



△税務だより▽

相続と税金

▽相続とは

人が死亡すると、その人が持っていた財産や権利義務を相続人が引継ぎます。これを相続といいますが、相続は、死亡した人が持っていた、すべてのものを引き継ぎます。相続人は、ふつう死亡した人の配偶者と子です。

遺産の分けかたは、相続人の間で自由にきめてよいことになっていますが、民法では、法定相続分として次のような割合を定めています。

- (一)相続人が配偶者と子の場合
配偶者三分の一、子三分の二
- (二)相続人が配偶者と直系尊属の場合
配偶者二分の一、直系尊属二分の一
- (三)相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合
配偶者三分の二、兄弟姉妹三分の一

なお同順位の人が数人いるときは、前記の割合をさらに均等に分けることになっています。

▽相続税の計算

相続や遺贈（遺言による贈与）によって財産をもらった場合には相続税がかかります。相続税の計算は次のようにして行ないます。

- 一、遺産総額から基礎控除額と遺産にかかる配偶者控除を差し引いて課税される遺産総額を計算します。

基礎控除額は四百万円と八十万円に相続人の数をかけた金額です。遺産にかかる配偶者控除額は、相続人のなかに、被相続人（死亡した人）との婚姻期間が十年をこえる配偶者がある場合に受けられるものです。控除額は婚姻期間のうち十年をこえる部分の年数に四百万円をかけた金額ですが、四百万円が最高限度です。

したがって、遺産総額が、基礎控除額と遺産にかかる配偶者控除額の合計額を下回るときは、相続税はかかりません。

▽相続財産の評価

相続税を計算する場合には、相続財産の価格がいくらであるかを評価しなければなりません。この評価は相続したときの時価による

ことになっています。土地や建物などの評価については基準が定められていますから、くわしいことは税務署でおたずねください。

相続税の申告は、死亡した日の翌日から六ヶ月以内です。

まちがいやすい印紙税

印紙税は、不動産売買契約書、金銭借用証書、領収書、委任状、家賃通帳などの文書にかかる税金です。

印紙税は、このような文書を作った人が、その文書ごとに定められている税金相当額の印紙をはり消印して納めます。

印紙税のかかる文書は種類が多く、また、同じ種類の文書でも、記載金額によって印紙税が違うこともありますから、いくらの印紙をはいたらよいかわからないときは、遠慮なくもよりの税務署におたずねください。

成人を迎えられる方と
村民の皆さん方に御願い

例年行なわれております成人式の時期のことですが、従来は一月十五日の「成人の日」に実施しておりましたが、最近多くの村民の皆さんからの声ですが、一月の十五日でなく八月中旬、即ち十八日頃に行うてはどうかという意見が多数のようですので、後日全村を対象にアンケートによる意見調査を実施して時期のことについてきめたい所存ですので、その節はみなさんの御意見をお願いします。

本年郡内で大信村及び表郷村では去る八月に実施しましたところ大変好評でしたと聞いております。尚、詳細については調査要項の配布のときに御知らせします。

昭和四十七年度県民
手帳募集依頼について

今年も県民手帳の募集についてお願いする時節となりました。今年には更に内容も充実して県民ひとりひとりが県民として便利なメモ帳の役目としてぜひ広く利用していただけることを希望しております。

価格は一部百三〇円

申込者は役場総務係まで
締切り九月十五日（水）
村民の皆様のご協力をお願い致します。

毎月七日は健康の日

食生活改善で成人病ゼロ

「病は口から」という言葉は、本来、消化器系の伝染病を防ぐためには、食物の清潔に注意せよという戒めですが、もっと広く解釈すれば健康を支える栄養に気をつけることが、病気を予防する決め手になると考えることもできます。

とくに高血圧、心臓病、動脈硬化、糖尿病など、成人病と呼ばれるものは、年をとるにしたがってかかるというよう、若い時からの生活態度いかんによることが多いのです。食生活は豊かになって、美食家が増えても、栄養のバランスという点では不満足で、成人病のつけない危険性を多分にもっています。いたずらに栄養剤、強壯剤を追いかけるとなく、食事ごとにバランスのとれた献立をつくり、たのしい気持で、運動や休息との調和を保つ生活を送れば、まず心配はいりません。あなたもわたしも、六群の食品群からの食事で偏食を治し、味つけに注意して成人病と無縁のからだをつくりましょう。

おめでた

おくやみ

□ 出生おめでとうございます

- (お子様名) (父名) (住所)
 - 佐藤 和子 昭雄
大字泉崎字下宿四二
 - 平井 早苗 永一
大字関和久字新六一三
 - 薄井美智代 勝夫
大字泉崎字下夏針二
 - 野崎 昇 徹夫
大字泉崎字根岸一九
 - 吉田 喜洋 喜一
大字泉崎字愛宕山八
 - 渡部 実末 吉
大字泉崎字小林五六
 - 本柳 光徳 光
大字泉崎字榎内四三
- 謹んでお悔み申しあげます
- 西巻弘美 大字泉崎字狐山二
 - 中畑三郎 大字踏瀬字四ツ屋前一
 - 佐川登具 大字関和久字梨木平野
 - 大森キチ 大字太田川字宮代田三
 - 笠井タキ 大字北平山字前山二〇
 - 鈴木富美 大字関和久字瀬知房七
 - 中野目トラ 大字泉崎字外ノ入一

園芸の手引

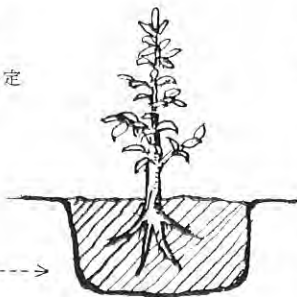
<今月は盆栽の仕立方について>

最近どこの家庭でも庭木と盆栽の愛好が盛んであります。皆さん方も研究されておられることと思いますが、その仕立方についてこの紙面で照会いたします。

①庭木花木の植え方

植栽後は充分灌水し土が安定してから軽くふみつける

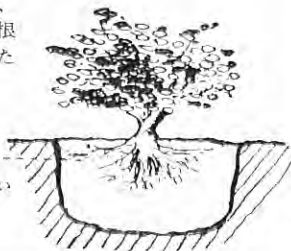
土は充分細かにして細根の生育をよくする



②毛細根系の植え方

ツツジ、サツキ等の細根は、植付の時強く踏み付けると根が固まり将来の成長をさまたげます

土を振りかける程度で押付けない



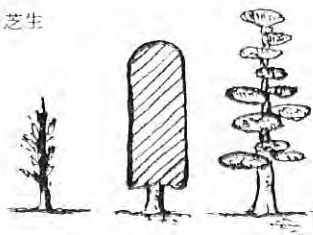
③幹を曲げる仕立法

幼苗の内に思いきり幹を曲げて養成すると成木して美しい樹形が出来上がる



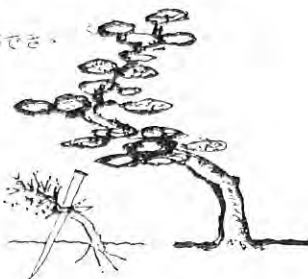
④主幹をのばす

直幹作りは洋風庭園の芝生にマッチする



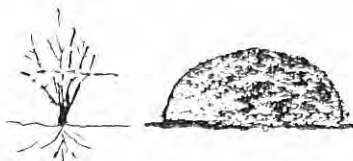
⑤幹を横にたおす

苗木を横にたおし竹等でさえて養成する



⑥玉作りの仕立法

苗木を深く切り込み成長毎に刈込む



収入役職務代理者決る
収入役の任期満了退職により八月一日付で税務課長小林清市氏が、収入役職務代理者として就任いたしました。

広報「いずみざき」 ご寄稿のお願い

広報「いずみざき」は昭和四十年十一月に第一号を発行して以来五年を経過し第五十五号を迎えました。発刊のことばにありましたように村行政の理解と協力、皆さん

の希望とご意見を基に、行政の進展を目的として広報発行をいたしてまいりました。
まず村政運営の実態を知っていただくと言ふことは、村政を理解して頂くことです。また各課、各係でそれぞれ所管事項の内容を知っていただくためいろいろと創意工夫に努めて、皆さん方に、読みやすく、見やすく、前回より今回をより向上と願っておる次第であります。果して皆さん方のご期待にそえることができたかどうかは心細く思っております。広報係としては出来る限り皆さんの理解と協力を念願し、尚一層、皆さん

がたのご期待にそえるよう努力いたします。みなさんからのご意見、ご要望等をご寄稿をいただき、より充実した広報「いずみざき」にしたいと思っております。ご指導と、ご協力を、いたさたくお願いいたします。
尚、広報の発行は村民室で行います。村民室にどうぞ。

